

<9. (その他) 関連>

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[9. その他, 関連]

氏名
所属
住所
電話
意見

「9. その他

(140) 著作権法の目的に、権利保護のみに偏ることの無いよう、
学術情報の流通が学術、ひいては文化の発展に繋がるも
のであることも、明記する。」について。

すべての著作物は人類の共有文化財でもあることを明記すべきである。

さらに、後世にも現代の文化が伝わるような方策を含めるべきである。

具体的には、権利保護のための暗号化などの機能によって、後世の人
々が現代の著作物にアクセスできなくなるといったことを防ぐために、
権利保護のための機能を入れた機器を開発する場合には、それを法律
で保護する対価として、権利保護期間が過ぎたときに保護機能を解除
する、オリジナルのデータや機器の設計図を国立図書館へ収める、な
どの対策を義務付けるようにすべきである。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[9. 関連]

御氏名及び御所属（会社名・学校名等又は職業）

御住所及びお電話番号

御意見（記載要領参照）

まず、意見募集には「上記には、1～9のいずれかの数字を御記載ください（記
載要領参照）。」とあり、この意見は「その他」であるので便宜上9を記入した
が、「その他」に分類される「団体」からの「要望」とは、本意見は無関係であ
る。

さて、今回の意見募集は「著作権が特に関係すると思われる団体に対し著作権法
に係る改正についての要望を募集」した結果に対しての意見募集だがそもそも
「著作権法改正要望について（照会）」は「著作権が特に関係すると思われる団
体に対し」てのものでしかない。

著作権法の対象としては、権利者、利用者とも、個人であることが多い。著作権
法改正に先立って、団体の意見を聞きそれに対する意見募集をすることに反対す
るものではない。しかし、同様に「個人」に対しても「著作権法改正要望」の意
見募集を「団体」に対してと同様に行い、かつその要望に対して「著作権法改正
要望事項に対する意見募集について」との意見募集を行う必要があること、また
そのようなことが可能であり必要であることは、パブリックコメント制度や意見
募集制度の趣旨や実施方法からして明らかであり、著作権法改正を議論するに先
立って、個人に対しての「著作権法改正要望について」の意見募集とは、先
「著作権法改正要望事項に対する意見募集について」を行わないことは、人権の
単位であり根源である個人に対して団体を偏重しており、著しく公平不
法であるので、団体同様の要望募集とそれに対する意見募集を行うべきである。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[9.関連]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[9.関連]

私の主張は、一連の著作権法改正に関する公式な動きを一切取りやめるべきである。
というものである
理由は以下

1. 円滑な流通、及び権利の保護について明確な定義もないまま法律が施行されていること自体が問題である
2. 第三者(例: JASRAC)が著作権の管理をしていることがそもそもおかしい。著作物を不当に利用されたくないならばその権利は著作権者本人が管理をすべきである。

これに関連して管理されて然るべき物である、という固定観念を役人そして法律が作ったこと自体が齟齬を生んでいる。著作・創作について十分な知識がない、そして知識を補填しようともしない運中が方を作ること自体非機能的で無意味である。

3. 創作とは利益追求を度外視した行為である。そこから生まれた物を利益を生み出すものとして捉えさせる象徴的な物が著作権である。だからこそ第三者や政府が法律を以て管理する風潮を生んでいる。国民独自の手で十分に保護できる物に役人が口を出す必要はない。

4. どうしても法改正に踏み切りたければ現役のアーティストを起用しなさい。君たちは何も知らないんだから。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

(1) 氏名:

所属(職業):

(2) 御住所:

電話:

(3) 意見:

(142)について

原則として賛成する。特に、第26条はその立法趣旨及び平成14年4月25日の最高裁判所・第一小法廷判決に基づき「興行配給権」とその名称を改め、恣意的な拡大解釈の余地を排除すべきである。

同時に、現行法の分類において全て「映画の著作物」で括られている類型は「動画の著作物」に改め、興行配給制度により劇場等の施設において公衆に観賞させる目的で上映される「映画の著作物」は「動画の著作物」に包含される中でその流通形態の特殊性により、特権的地位を占めるものと位置付けると共に、現行法の「映画の著作物」において複製されている著作物は大量複製物の形を取る限りにおいて「映画の著作物」とイコールではないことを明確にすべきである。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc: [REDACTED]
件名: 著作権法改正要望事項について[9. 関連]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc: [REDACTED]
件名: 著作権法改正要望事項について[9. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (140) 「著作権法の目的に、権利保護のみに偏ることの無いよう、学術情報の流通が学術、ひいては文化の発展に繋がるものであることも、明記する」について

以下のような理由に基づき、人文・社会科学の研究に従事しているものの一人、かつ現代的な諸芸術の愛好者の一人として、要望(140)の実現を強く要望します。

【理由1. 現代芸術も学術研究も、相互引用を通してこそ発展する】

著作権の保護はもちろん重要ですが、現代においては、パロディ・二次創作(文学)、コラージュ・インスタレーション(美術)、サンプリング・リミックス(音楽)など、既存の「制作」概念では管理しきれない形の「創作」が芸術の様々な分野で盛んになっていると思います。つまり他者の作品からの「引用」とオリジナルな「創作」との境界線が曖昧になりつつあるのが、今日的な文化状況であるといえます。今回の改正で著作権が強化された際に、これらの新しい形での「創作」活動への配慮がなされなければ、例えばコミックマーケットやクラブDJは廃業、文学作品を発表することに訴訟の嵐、現代美術の殆どはお蔵入りということになるでしょう。そして、実はかなり昔から、この「引用」と「創作」の曖昧さにつきあってきたジャンルが「研究」であったと思います。むしろ他者の作品の単なる「パクリ」が認められないのは、芸術創作において「パロディ」と「盗作」とが異なるのと同様ですが、研究論文の執筆には数多くの先行研究の参照と引用が不可欠です。しかしながら、現行の著作権法と、既に提案されている改正案のなかには、「著作権」に基づいて企業収益を拡大することに汲み及ぼすあまり、このような相互引用のしくみを支援しないばかりか、むしろ障害になるような要素が多々含まれています。これでは、日本の芸術や学問の発展はおぼつきません。

【理由2. 研究論文の「執筆者」の権利と、「著作権」が衝突する場合がある】

私は学会誌に掲載した論文が2本ありますが、そのうち片方については私は「著作権」を保持していません(権利が学会に帰属するため)。現在のところそれで問題は生じていませんが、今後の改正で著作権管理が過度に厳重になった場合、自分の論文について「抜刷を作成して配布する」、「自分のホームページで公開する」、「後に書籍を刊行した際に内容の一部として組み入れる」などの、現在研究者にとっては日常茶飯事であり、なおかつ学問の進展という点から見て重要な活動に障害が出ることも予想されます。そのようなことのないように、研究成果の公表・交流の妨げにならないような施策が日本の学問の発展のために必要とされると思います。

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

-----BEGIN PGP SIGNED MESSAGE-----
Hash: SHA1

著作権法改正要望事項に対する意見

1. 氏名・所属(職業): [REDACTED]
2. 住所・電話番号: [REDACTED]
3. 意見: その他の分野について以下可能な限り簡潔に書いていく

(140) … 技術革新の保護の観点から賛成。

(141) … 個人の著作権者として現行法は難解である。解りやすい法を望む。賛同。

その他

*業界保護目的の著作権隣接権の強化等の、著作権法改正には、全面反対である。

*意見募集の整理作業は、慎重かつ公正に!!

昨年12月に募集された、文化審議会著作権分科会報告書(案)に関する意見募集の意見全文らしきもの(全1154頁)を拝見したところ、私の書いた意見のほとんどが掲載されていなかった。また、一部に於いて個人情報の消し忘れと思われる箇所が存在した。以後同様のことがないように十分注意いただきたい。また、意見募集やパブコメの募集期間が短い点も今後改善していただきたい。

【暗号化した個人情報】

貴省CA発行の「シリアルNo. [REDACTED] の公開鍵」で暗号化しています。

*****暗号文ここから*****

Content-Type: [REDACTED]

Content-Transfer-Encoding: [REDACTED]

[REDACTED]

*****暗号文ここまで*****

以上

-----BEGIN PGP SIGNATURE-----

Version: [REDACTED]

Comment: [REDACTED]

Comment: [REDACTED]

[REDACTED]

-----END PGP SIGNATURE-----

他に分類1, 2, 3, 4, 5, 6, 7分送付済み。未着があれば連絡されたし。

[REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【9. 関連】」

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【9関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) 意見

「著作権法改正要望事項について【9. 関連】について意見させていただきます。

一般の団体や個人の著作権法改正要望事項を述べる機会を強く求めます。

現在のこのようなパブリックコメントはあくまでも関連業界の要望を聞くだけで、本来、一番関連業界を発展させる

うえで、重要な立場であるはずの消費者サイドの意見は、今まで反映されたことはありません。関連業界は自分たちの利権を死守したいがために、あれこれと不合理的な要望を申し出てるようです

が、消費者のほうを向いていない関連業界の要望自体、実はその業界自体を発展どころか、消滅しかねないところ到最后的に向かうのは明白だと思います。

本当に日本の著作権を、そして日本の文化を語り継いでいくのならば、消費者の意見も聞くべきでその双方の要望を踏まえて、ルールを決めるのが筋なのではないのでしょうか？

以上。

1. [REDACTED]
2. [REDACTED]
3. [REDACTED]

カジュアルコピーをしているユーザー数の調査や、輸入CD規制法を巡す時の調査結果は科学的にも妥当性も全くない信頼性も全くない。あれだけデータをねつ造したものを立法の根拠に使うこと自体おかしい。第1者第2者のまったく息のかかっていない第3者に、科学的に妥当性と信頼性のある方法で調査しない限り、立法の根拠として使うのは間違っている。調査法を知らないと思えないし、結論ありきの調査である。東大などの統計法や調査法に熟知している教授や研究室に調査を依頼すべきである。政府やその関係諸機関の行う調査は、往々にして結果ありきの調査であり、科学的に妥当性も信頼性もない調査がある。統計学者や心理学者などがみても納得できる程度の科学的な調査を行うべきである。輸入CD規制法の時の調査には明らかな裏の力(利権や金銭など)を感じる。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【9. その他関連】」

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

- (1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【9. その他・関連】(140)について意見させていただきます。

一般の団体や個人の著作権法改正要望事項を述べる機会を強く求めます。

現在のこのようなパブリックコメントはあくまでも関連業界の要望を聞くだけで、本来、一番関連業界を発展させる

うえで、重要な立場であるはずの消費者サイドの意見は、今まで反映されたことはありません。関連業界は自分たちの利権を死守したいがために、あれこれと不合理的な要望を申し出ているようですが、消費者のほうを向いていない関連業界の要望自体、実はその業界自体を発展どころか、消滅しかねないところに最終的に向かうのは明白だと思います。

本当に日本の著作権を、そして日本の文化を語り継いでいくのならば、消費者の意見も聞くべきでその双方の要望を踏まえて、ルールを決めるのが筋なのではないのでしょうか？

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【9. 関連】

件名: 著作権法改正要望事項について【9. 関連】

氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

9. その他について、意見を提出します。

各所からの意見および著作権法に関する議論においては、「営利」および「非営利」という表現が多々見られますが、この「営利」および「非営利」という表現は、著作権法に関する認識において、ある程度の混乱を及ぼしているのではないのでしょうか。これは著作権法自体に関する意見ではありませんが、審議会をはじめとする著作権法を巡る公的な議論の場において、十分に踏まえていただきたいことです。

例えば、「私的利用」と「非営利」の混同が挙げられます。すなわち「私的利用」で許されている著作権の制限が、「非営利」においても同様に適用されるといふ混同が、実際に多々あるように感じられます。

また、非営利法人の一形態として、中間法人制度が存在します。これはいわゆる「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することとを目的としない社団」(出所: 中間法人法第2条)に適用されるとされています。すなわち、解散時、解散時の財産配分は自由に行うことができるとされています。すなわち、解散時に構成員に残余財産を分配することが可能となつて、結果として営利法人と同じ特定者の利益に資する組織とすることが可能となつて、このような法人形態であるにも関わらず、営利を事実上の目的とした中間法人が、「非営利」を名目として著作物を利用するという事態は、十分に想定されます。

著作物の利用においては、「非営利」「営利」といった法技術的な表現ではなく、我が国の国民全体が享受する便益、すなわち「公益」に資するかどうかの観点からの検討を行った上で、具体的な法に記載していく道程を進めるべきだと思います。その意味では、「公益」を担うとされる社団法人および財団法人といった公益法人、および特定非営利活動法人といった法人形態を取る社団に対しては、私的利用と同様のフェアユース規定を適用することも、可能性として検討すべきと思われる。

以上

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について9. その他関連

1. [REDACTED]

2. [REDACTED]

3. 意見 9. その他について

○ 著作権法の目的 (140) 著作権法の目的に、権利保護のみに偏ることの無いよう、学術情報の流通が学術、ひいては文化の発展に繋がるものであることも、明記する。

音楽著作権について、小さな食堂での不定期の(月1回くらい) 歌声喫茶的催しでも、カラオケなどと同等の高額な使用料など講求され(包括契約として)、音楽活動が、大変厳しい状況になっています。

権利保護も大切ですが、実際に、音楽文化の発展を妨げかねない現状もご考慮ください。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[9. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (140) について

権利の保護は必要かもしれないが、過度の保護は一般市民の著作物の利用を妨げるだけでなく、著作権者及び著作権団体を増長させてしまい、結果的に日本の著作物関連の発展を阻害、最悪の場合衰退させる事になります。
よって著作権法第1条の「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」を、「これらの文明的・文化的・学術的所産の公正な利用に留意しつつ、著作物を利用する者の権利を念頭に置き、著作権者の権利保護と、円滑な著作物の流通を図り、もって学術・文化・文明の発展に寄与する」に変更してください。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[9. 関連]

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[9. 関連]

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (140) 『著作権法の目的に、権利保護のみに偏ることの無いよう、学術情報の流通が学術、ひいては文化の発展に繋がるものであることも、明記する。』について

賛成します。
昨今の著作権改正においては、権利の保護ばかりが優先されており、「文化的所産の公正な利用」については等閑にされている感があります。これを権利者及び利用者双方が念頭に置いて、文化の発展に寄与していく一助として、法文に明記する事は十分に意義のある事と考えます。

意見: (141) 『現行法を包括的に見直し、分かりやすい「新著作権法」を制定する』について

賛成します。
現行法では既にデジタル化された著作権に対して十分に機能していない事が明白です。その場その場で改正を繰り返して、取り敢えずその場しのぎを行っています。既に破綻寸前です。
抜本的に見直しを行い、国民総クリエイターである時代に相応しい、新たな著作権法が必要と思います。

以上

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

<細目140について>

学術情報の流通はこの国の学術・文化の発展にとってかかせないものであり、細目140については賛成である。

また、これに関連して、1970年12月31日までの著作権法にはあった「翻訳権の十年留保」に関する規定——すなわち、著作権が保護されている外国語の著作物が、その発行時から十年以内に日本語に翻訳されて出版されていなければ、翻訳権は自動的に消滅し、誰でも好きに翻訳発行していい、という規則——を復活していただきたい。

インターネットの普及により、国内にいても海外の優秀な論文、資料、書籍を入手する機会は格段に増えた。しかし、一方で言語が壁となつて、その機会を多くの方が活かしきれていないというのも実情である。インターネットを有効に活用すれば、また、「翻訳権の十年留保」に関する規定が復活すれば、野に埋もれた優秀な研究者、翻訳者たちが、その壁を取り払ってくれると考えられ、この国の学術・文化はますます発展するものと思われる。

<細目141について>

反対である。
http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a159087.htmによれば、以前、文化審議会著作権分科会にて、事務局が消費者団体選出委員の小委員会参加を理由すら明かさず拒絶し続けていた事実があったとされる。事務局がこのような運営されている以上、包括的な著作権法の改正は、それが「わかりやすくするため」であったとしても、不公正な包括的改正になる可能性が高く、実施するべきことではない。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【9. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: (会社名) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (140) について

私は特に音楽の著作権の現状について疑問を持っています。
音楽喫茶等で既に著作権の切れた楽曲を使用しても、JASRACはその事実を信用せず、
平気で使用料を請求してきます。
これでは音楽を自由に楽しむことが出来ません。
本来、著作権の切れた作品は自由に使用できるはずですが、
音楽利用者が著作物を不当に使用しているかどうかは、管理者側が責任を持って
それを証明するよう、法律の改正を望みます。
そして、それが証明できない限りは、一切、使用料を請求してはならないものとするよう、
法律を定めてほしいものです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について【9. 関連】」

1)
氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
(2)
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
(3)
意見:

(140) 「著作権法の目的に、権利保護のみに偏ることの無いよう、学術情報の
流通が学術、ひいては文化の発展に繋がるものであることも、明記する。」に
ついて

賛成です。

著作権法改正要望事項について【9 関連】

- ・ (141) 現行法の包括的見直しについて
 - 多様な要望を個別に検討すると複雑になる一方
 - 民法との関連を整理し、原則を確立すべき
- ① すべての「人」に著作物を文化として享受する権利を明示する
- ② 著作権における民法上の所有権（使用・収益・処分・権利の制限）の制限を明記
- ③ 有体物を伴わない著作物の扱い

9-17

① 著作物を享受する権利の明記

- ・ 拙著法第25条第1項すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する
- ・ 著作物は公表しないことは選択できるので、公表された以上、著作権者の権利は無制限ではない（公表されたもの=文化）
- ・ 公表の範囲としての不特定多数の受益を公益とのバランスから法文上明確化すべき
- ・ 著作権者は、個々の著作物（及び複製物）を最初に商業的に公表を行う者に報償を請求する権利を持つ（請求する）

著作物の鑑賞<無関係> 著作権者
著作物の鑑賞は、個人間の私的利用であつて、商業的利用を目的とするものではない。

商業的利用
 販売・入場料等
 報償

② 所有権制限の明記

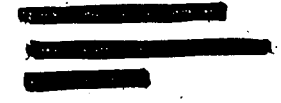
- ・ 民法上の所有権（所有物から収益を上げる権利等）が、貸与権等によって制限されているが、これを著作権法上で明記すべきである
- ・ 有体物に後から付与された著作物が、有体物の所有権を侵害しないよう注意する必要がある

③ 有体物を伴わない著作物

著作物が有体物から再現分離可能かどうかで区分を行うべきである

- 再現分離可能: 分離された物から再現されたものが同一の著作物になるような分離ができること
- ・ 有体物を伴わない再現分離可能な著作物には、従来の著作財産権ではなく、追跡権及び報酬請求権のみを認める
- 追跡権: 著作物に埋め込んだ番号を追跡し、(個人情報であつても)所有者が著作権者が知ることでできる権利
- 報酬請求権: 再現分離可能な著作物の所有習に列して著作権者が報酬を請求できる権利(同一人に対しては一度のみ)

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文化庁長官官房著作権課法規係 御中



「著作権法改正要望事項について」【9 関連】

- 9. その他
 - 著作権法の目的
 - (140) 著作権法の目的に、権利保護のみに偏ることの無いよう、学術情報の流通が学術、ひいては文化の発展に繋がるものであることも、明記する。
 - 著作権法1条によっても当然のことと思われ、にもかかわらず権利保護に偏っている現状が問題である。ただ、そのような現状認識を改める観点からは、より明確にすることも必要と思われる。また、このことはフェアユースに対する考え方も関連するものと思われる。
 - 分かりやすい著作権法の制定
 - (141) 現行法を包括的に見直し、分かりやすい「新著作権法」を制定する。
 - 改正作業と並行して必要な作業と思われる。従来の考え方では至らぬは避け得ない。抜本的な見直しも検討する必要がある。
 - 著作権法中の用語の見直し
 - (142) 「譲渡」「頒布」「貸与」の用語の整理
 - (143) 「使用」と「利用」の用語の整理
- 新著作権法に至らなくとも、用語の整理をしつつ、基本概念についてはわかりやすく規定し直すべきと思われる。著作権に対する国民意識を高めることができるとと思われる。

以上

9-18

著作権法改正に関する要望
カテゴリー 9. その他
(法の全面的な改正の要望)

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[⑨ 関連]

要望の趣旨

現、著作権法は100年前の発想のまま、部分的な修正に次ぐ修正で、非常に解りにくい法律となっている。デジタル情報社会の社会的機能にマッチした法となるよう全面的に改正する必要がある。現在教育の場で、著作権の大切さを取り上げても、中途半端な教育に終止している。総合学習、調べ学習などの過程で、他人の著作物を利用した場合を含めて、著作権料支払いの「社会システム」を構築する方向で法律を改正する。以前の著作権法審議会議事録に、オーストラリアの小学校では生徒が著作物を利用した場合、教育委員会が代わって支払うように、生徒の前で先生が請求書を置く事例が報告されていたが、これなどは、非常に解りにくい法律として参考になる。

法改正を必要とする理由
ア. デジタル情報社会が発展するなかで、著作物が多様化しデジタル化したものも多い。

イ. 基本的にデジタル化された著作物は複写が簡単で、複写しても劣化しない特色がある。
ウ. 北京オリンピックに合わせて、放送もデジタル放送が主流になる状況で、総合学習、調べ学習などを通じて児童・生徒が他人の著作物を利用することが容易な時代が間近

エ. 他人の著作物を尊重する思想は子どものときから、教育されなければ成らないが、現在のように著作権料を払うことなく利用できる制限事項が幅を利かしていると、正しい教育は不可能である。著作権は大切であると念仏的に繰り返すだけで、実

態的なものとなっていない。著作権尊重の実体化とする必要がある。
オ. 次期のOSはデジタル放送機器も網羅できるOSであろうから、Webマネーなども含め、技術的な課題は充分に解決できる状況にある。

改正内容
ア. デジタル化した著作物(デジタル放送の内容も含める)の個人的利用には、著作権

料の支払いを義務とし、徴収と著作権者への返還が可能な社会システムを構築する。「e-JAPAN II」の次期企画に著作権料支払いの社会システムを位置づ

け、省庁をまたがって実施に取り組むように改正する。

イ. 現在の第31条などは、図書館が資料の保存のために複写する場合は、許諾を要しな

いとなっているものの、形骸化している。パソコンを使いデジタル化した情報を複写

するときは、著作権料を払うシステムを義務とする条文とする。(著作権者が権利放棄の

場合はその限りではない)新規のパソコンOSは、これを可能とする機能が盛り込ま

れた「社会システムのOS」のみが、デリバリーされるように法で規定する。

(法改正にともなって、新たに著作権料支払いセンターを構築しオンラインのウェブマネー

の制度も活用し、全国の図書館なども傘下にいれる。現在の日本複写センターをデジタル情報社会にふさわしい形に発展的に改組する)

要望者
住所
e-mail
所属

① [REDACTED]
② [REDACTED]

③ 私は、ある韓国アーティストの大ファンで、いつも通信販売などでCDを購入して、楽しんでいます。この度の立法は、私たちのような、海外のアーティストを愛する者達に対する、理解の無さが引き起こしたことはないでしょうか？
なにも、国内盤と比べて安いから、海外盤を買うわけではないのです。国内盤とは違うジャケットであったり、特典などを求めて買うわけです。事実、海外盤を買ったうえで、国内盤を別に購入することは、何回もありました。

韓国が注目されているいま、海外盤が売れるのに引張られて、国内盤も爆発的に販売数を上げています(CDショップに動いています)。今の韓国ブームは、日本の不景気をふきとばす、いい材料にもなっているはずですが、今回の法案は、そんな活性化に水をかけるような話ではないですか。

好きな音楽を楽しむことは、人間としての基本的な権利と同等の人権だと考えます。もし、こんな法律が施行されて、全ての彼らの音楽が聴けなくなったとしたら、、、考えただけで寒気がします。

著作権やその他問題があるなら、他の手段で対応してください。輸入禁止なんて、鎖国以外のなにものでもありません。いくらかの関税をつけて、著作権協会とおして著作権者に払ってもよいではないですか。問題があるから、買うのやめちゃえ、、、というのは、あまりにも短絡です。

それから、もっとマズコミなどを通して、一般の人々に知らしめて、数々の議論を経て、初めて制定する、そういう流れを守っていただきたいと思います。私の周りにも、寝耳に水、、、の人が何人もいます。

是非、この法律の施行は再検討いただきたく、意見させていただきました。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項に対する意見募集について「9. その他」

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文化庁長官官房 著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望について【9. 関連】

- (1) 氏名(職名): [REDACTED]
 (2) 住所及び電話番号: [REDACTED]
 (3) 意見: (140) について

(140)の意見には概ね賛意を示したいが、しかし著作物の流通と公正な利用が重要なことは、別に学術分野に限るものではなく、著作権に係わるあらゆる分野における問題である。また学術的所産と文化的所産をあえて分ける必要はないと思われる。これらの点から、いくつか(140)の意見の修正を提案したい。

まず著作権法の基本に立ち帰ってみたい。著作権法の目的は、その第一条に「著作者等の権利の保護を図ることにより「文化の発展に寄与すること」と明確に書かれている。ところで著作物は使われてこそ、文化の発展にとって意味がある。著作物が全く利用・使用されないなら無意味だし、使われるからこそ著作者にも対価が支払われる。また全く無からの著作活動はあり得ず、新しい著作活動にとって既存の著作物の利用が必要である。逆に言えば将来の著作活動の発展のためには、既存の著作物がある程度利用しやすいことが必要である。

さて第一条では、著作物の公正な利用に『留意しつつ』とあるが、これでは著作物の利用に関する重要性が読み取れない。しかし上記に述べた著作権法の目的からいえば、著作物の利用は著作物の保護と同様に重要であり、著作権法は両者のバランスを図ることが求められる。

この点を明らかにするために((140)の意見も考慮して)第一条を以下のように改正することを提案する。著作権法 第一条の「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」を、「著作権の保護と著作物の公正な利用を共に促進することにより、もって文化・学術の発展と普及をはかることを目的とする。」と改正する。

意見募集の期間について

意見募集の公示から締め切りまでの期間が短すぎる。今回の著作権法改正要望は全部で100項目以上あり、これらを十分検討するためには最低1ヶ月は必要である。それがわずか2週間というのは、疑問を感じる。今後は内容に応じた適切な募集期間を設定することを求めたい。

以上

- (1) 氏名及び所属

- (2) 住所及び電話番号

- (3) 意見

「9. その他」

(140)の権利保護に偏らない改正ということについて支持します。
 過度な権利保護は、新たな創作を阻害したり、商業的著作物を複製する意図のない消費者に不当な経済的負担を強いることになるといったことは上の各項で述べました。
 知財立国を実現するためには、円滑に著作物を利用できる環境が必要と考えます。著作権法が、より均衡のとれたものへと改正されることを望みます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[9. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (140)について

強く賛成します。
著作権法の精神を今一度再確認し、文化と学術の発展のためにこそ、権利者の保護が行われるものであることを認識する必要があると考えます。

Private: [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[9. 関連]

氏名 [REDACTED]
所属 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

○著作権法の目的について

著作権法は、文化の発展を最大の目的とすることを明確にしてください。元来、著作物は公的な財産です。私的な財産権はあくまでも副次的な取り扱いとすべきです。

あらゆる作品は常に過去の作品の積み重ねによって成り立っています。特定の個人や企業が独占的に所有してよい性格のものではありません。

また、作品は利益獲得のためだけに生み出されるものではありません。誰もが制作者であり、また利用者でもある状況が理想であるはずです。

著作権者による営利を目的とした権力の濫用によって、著作物の創造や利用が阻害されないように配慮してください。著作権者に与えられる権力は、常に必要最低限のものとするべきです。

営利企業や団体が望むからといって、盲目的に権力を拡大するのは、いい加減にして頂きたいと強く感じます。その先に待っているのは、生産者と消費者に分断された国民の二極化、商業性の強い作品ばかりが氾濫する事による文化の停滞、そして非常に厳しい管理の元でしか作品を楽しむことのできない窮屈な社会です。

高性能なコンピュータの登場で誰もが容易に作品を制作できる環境が整いつつあります。強大な力を持った企業や団体の権益ばかりを優先せず、あらゆる人々にとって快適な社会となるよう努めていただきたいものです。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【9. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: 「著作権法改正要望事項に対する意見募集」ということだが、そもそも「著作権法改正要望」というのは、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/04083101/011.htm で「著作権が特に関係すると思われる団体に対し、著作権法に係る改正について要望を募集」しただけであって、それ以外の一般の団体や「個人」の要望は未だ聞いていない。また、今回の意見募集も「改正要望事項に対する意見」であって、一般の団体や個人の要望を述べる機会ではない。著作権の扱いについては昨今の風潮から考えて国民全体の問題であるのに、それを敢えて無視するのは何故か？著作権法改正要望事項について一般の団体や個人が、著作権法改正要望事項を述べる機会を与えるべきである。与えないのであればその理由を公に説明する責任がある。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【9. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

- (1) 氏名: [REDACTED]
所属 (職業): [REDACTED]
(2) 御住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
(3) 意見:

以下、細目に該当する番号が無い要望であることをご了承願います。

インターネット上で以下のような指摘がなされておりますが、全く同感です。今後、同様の意見募集を実施する際は特に関係する企業や団体に属さない個人が意見を述べる機会を均等に設ける方法を実施すべきです。昨年12月8日の第11回分科会では出席者より「最近「自分も消費者だが、消費者としても良いと思う」と発言する権利者側の委員が最近目につくが、これは例えれば電気料金の審議会と電力会社の社長が「自分も家庭では消費者だが、料金の値上げはよいと思う」と主張しているようなものである。お互いに肩書きを持って、それぞれの立場を基本に参加しているのだから、審議会の意味をなさない発言はやめてほしい」との発言が出ているなど、審議会における「消費者利益」の観点からみると、過ぎないのではないかと言う世論の猜疑は日々、強まっております。そうした視線に多く少数の関係者だけで折り合いを付ける従来のやり方ではなく「国民的な議論」と言う要望に応え得る開かれた方式を実施すべきです。

「著作権が特に関係すると思われる団体に対し、著作権法に係る改正について要望を募集」しただけであって、それ以外の一般の団体や「個人」の要望は未だ聞いていない。
また、今回の意見募集も「改正要望事項に対する意見」であって、一般の団体や個人が独自の改正要望事項を述べる機会ではない。

そこで今回の意見募集で「著作権法改正要望事項について【9. 関連】」として「一般の団体や個人の著作権法改正要望事項を述べる機会を与える」との意見を述べるべきだと思う。国民軽視もはなはだしい。

具体的には、パブリックコメントの期間を最低でも1ヶ月以上にする・今回のような提出者に煩雑な書式を強いるのではなく、知的財産戦略本部が行っているもののようにメール送信フォームを使用し、柱立て(大分類)と細目をラジオボタンやセレクトボックスで選択出来るようにするなどの、より多くの特定の企業・団体に属さない意見を収集することが可能な提出方法を検討すべきであると考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【9. 関連】

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【9. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (140) について

権利の保護は必要かもしれないが、過度の保護は一般市民の著作物の利用を妨げるだけでなく、著作権者及び著作権団体を増長させてしまい、結果的に日本の著作権関連の発展を阻害、最悪の場合衰退させる事になります。
よって著作権法第1条の「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」を、「これらの文明的・文化的・学術的所産の公正な利用に留意しつつ、著作物を利用する者の権利を念頭に置き、著作権者の権利保護と、円滑な著作物の流通を図り、もって学術・文化・文明の発展に寄与する」に変更してください。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

1: [REDACTED]
2: [REDACTED]
3: 今回の意見募集は、関係団体が提出した意見に対してその番号を引用して意見を言うという形の募集であって、一般人が自由に意見を言える意見募集ではありませんでした。
著作物の利用者、つまり読者やリスナー等のほとんどは一般人です。今後はぜひ、一般人にも自由に意見を言える機会を設けていただきたいと思います。強く希望いたします。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【9. 関連】

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【9. 関連】

氏名:
所属:
住所:
電話番号:
意見:

著作権法の目的
(140) 著作権法の目的に、権利保護のみに偏ることの無いよう、学術情報の流通が学術、ひいては文化の発展に繋がるものであることも、明記する。
(140) は方向性としては妥当なものと考えます。しかし、そもそも、著作権法の究極の目標である文化の発展とは、著作物の送り手である著者と、受け手である利用者との、絶え間ないフィードバックにより成立するものでありまして、どちらかを一方的に利するだけでは、達成できないものであります。にもかかわらず、現行法におきましては、利用者の立場とは、あくまでも権利者側からしての副次的効果を受く者として、解釈されていない状況でありまして、このような状況下では、利用者側の意見をもって権利者側と適切な議論をおこない、著作権法が誰に対しても奉仕できるバランスのとれた法律として機能させたり、運用されたりすることをあまり望めない状況にしてしまいかねません。
私としましては、目的規定において、文化の発展に主体的に寄与する「利用者」を規定し、単なる受け手という立場ではなく、現在の受け手が未来の権利者となることを鑑み（その逆もまたしかり）、利用者の意見を適切にうけとめることが権利関係のバランスを保ち、ひいては文化の発展に寄与することになるということを確認することが肝心なことであると考えます。

①
②
③
9. その他

要望中、著作権法の目的（第1条）の見直しについての言及がありましたが、「保護」と「利用」が並列関係にある特許法などと比較して、著作権法第1条の内容は、「保護」が主で「利用」が従という関係になっており、近年の政策を見て保護一辺倒の傾向が顕著に見られます。
その結果、音楽業界においては、ユーザーの利便性を無視したことにより音楽レコードの商品力の低下を招き、音楽業界は業績低迷の原因を違法コピーに求め、ますます商品力を低下させるといふ、悪循環に至りました。この事例で明らかになったことは、「文化の発展に寄与する」には、クリエイターと合わせてユーザーの存在が不可欠であるということでありましょう。
特に今年の音楽レコードの盗流防止措置についての法改正における政府の偏向した態度には、目にも余るものがありました。わが国の憲法は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」（第15条 2）と定めているということも、忘れてはいけないと思います。この「保護」と「利用」の不均衡を是正べく、法目的においても見直しを行うとともに、「利用において何が出来るか」ということも、以降の条文で具体化していくことが必要であると考えます。

また、要望中にはありませんでしたが、私が日常多様な法律に触れる中で、特に著作権法に違和感を覚えるのは、法律というのは、その守るべき法益を本質としつつ、一定の普遍性をもつて定められるべきものと考えておりますが、著作権法においては音楽レコードも、ビジネスソフトウエアも、映画も、その他のものにおいても、至る所で扱いが異なっているという点です。
私はこれら扱いの異なるものであっても、ほとんどの場合において守るべき法益は一致しているものと理解しておりますが、それでも取り扱いが異なるのは、とりもなおさず著作権法が本来守るべき法益から離れて現状のビジネスモデルにまで立ち入り、結果的にそれを保護してしまっているためであると言わざるを得ません。
ビジネスモデルにまで国家・法律が不必要に介入することは、わが国の憲法において認められている国民の経済活動の自由を優すばかりでなく、ビジネスモデルそのものの進化を阻害し、時代遅れとなったビジネスモデルは競争力を失い、結果的に「文化の発展に寄与」しないことは明白であります。
したがって、著作権法の根本的な見直しが必要であると考えます。

